

資金決済に関する法律第 20 条第 1 項に基づく前払式支払手段の払い戻しに関する公告

2020 年 4 月 20 日

東京都新宿区新宿六丁目 27 番 30 号

株式会社タイトー

『クリムゾンクラン』のサービス終了にあたり、資金決済に関する法律第二十条第一項に基づき、未使用の前払式支払手段を保有しているお客様に払い戻しをいたします。

記

【払い戻しを行う前払式支払手段の発行者の商号】 株式会社タイトー

【払い戻しに係る前払式支払手段の種類】 「クリムゾンクリスタル」(※)
※有償発行分に限る

【払い戻しの申出ができる期間】 2020 年 4 月 21 日 17:00 より 2020 年 6 月 22 日 16:59 まで。
当該期間内にお申出いただけない場合は、本払い戻し手続きから除斥されます。

【払い戻し申し出の方法】 上記払い戻し申請期間中に『クリムゾンクラン』を起動し、告知画面から所定フォームへアクセスし、必要事項を記入の上お申し出ください。

【払い戻しの方法】 お申出後、お客様に指定いただいた銀行口座に振込みにて、払い戻しさせていただきます。

【問い合わせ先】 タイトー お客様相談センター 0120-57-0788

以上

公告の中断についての追加公告

1. 公告中断日時

令和2年5月26日午前4時58分から午前8時33分まで。

2. 公告中断事由

システム障害により公告の中断が生じました。